



八代市住宅用太陽光発電システム等設置費補

助金に関するQ & A

【1. 申請】

1-1 既に対象設備（住宅用太陽光発電システム又は定置式リチウムイオン蓄電池）を設置しているが、市の補助対象となるのか？

[回答] 対象設備の設置工事に着手する前に申請することが必要ですので、市の補助対象とはなりません。

1-2 対象設備が設置済みの建売住宅を購入したが、市の補助対象となるのか？

[回答] 既に対象設備が設置されていることから、市の補助対象とはなりません。

1-3 アパート（集合住宅）に住んでいるが、アパートの持主の了解のうえ、アパートに対象設備を設置する場合、市の補助対象となるのか？

[回答] 補助の要件として、申請者本人が居住する専用住宅または併用住宅（法人名義及び賃貸用を除く）に設置するものとなっておりますので、市の補助対象とはなりません。

1-4 対象システムとはどのようなものなのか？

[回答] 対象住宅に新規に設置するもので、太陽光発電システムで発電された電力を自家消費し、余った電力を逆流させ、かつ「太陽光発電からの電力販売に関する申込書」における売電形態が「余剰」のものになります。なお、売電形態が「全量」のものは、市の補助対象とはなりません。

1-5 対象システム（モジュール）の設置場所は住宅の屋根のみしか認められないのか？

[回答] 設置場所は屋根だけでなく、小屋等、同一敷地内の付属家等に設置する場合についても認めています。

1-6 対象設備の増設は対象になりますか？

[回答] 市の補助対象になるのは対象設備の新規設置のみであり、増設は対象となりません。

1-7 対象蓄電池とはどのようなものなのか？

[回答] 住宅用太陽光発電システムで発電した電気を貯めて、夜間、災害時等に、その電気を使用することができる定置式リチウムイオン蓄電池であって、国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」における補助対象蓄電システムとして、「再生可能エネルギー蓄電モード」が「有」で登録されている蓄電池です。



1-8 申請してから何日位で交付決定となるのか？

[回答] 補助金交付申請書を受付後、添付書類等の審査を行います。原則、週に1度（金曜日）に納税確認を行っておりますので、申請日によって交付決定までの期間は異なりますが、受付から交付決定までの事務処理期間の目安は1週間程度です。交付要件を満たしていることを確認した日を交付決定日として申請者に文書で通知することになります。工事着手まで、余裕を持った申請をお願いします。

1-9 申請事務代行届に押印する申請者の印鑑は実印である必要があるか？

[回答] 当該書類及び請求書に押印する印鑑は認印でも可（ただし、シャチハタ印は不可）です。

1-10 申請書に記載する工事着工予定日はいつでもよいか？

[回答] 交付決定の日から30日以内に対象設備の設置に係る工事に着手する必要があることから、工事着工予定日は申請日の翌日から起算して30日以内に設定する必要があります。

1-11 市税等の滞納があった場合はどうなるのか？

[回答] 補助金交付申請書が提出された後、審査の過程において、市職員が市税等納税状況確認同意書により、申請者を含む世帯全員の納税状況の確認を行います。市税等の滞納があった場合には補助金を交付することができませんので、申請前に払い忘れ等のないようにお願いします。

1-12 補助金交付申請書を提出するタイミングはいつからか？

[回答] 対象設備の設置工事の着手予定日の30日前から申請することができます。なお、新築の場合は、基礎着工予定日の30日前から申請することができます。

1-13 変更等承認申請書はどのような場合に提出するものなのか？

[回答] 対象システムの最大出力が増加（減少）する場合、工事着工日が変更になる場合（交付決定日の翌日から起算して30日を超える場合に限る）、対象設備の設置を中止する場合等があります。交付決定日の翌日から起算して30日以内に提出してください。

1-14 工事着工日の変更（延期）は最長どのくらいまでできるのか？

[回答] 工事着工日の変更に関する変更等承認申請書の受理は1回限りです。この場合の工事着工予定日の延長日数は、変更等承認申請書の受理日の翌日から起算して最大30日までとしております。



1-15 交付決定後、対象設備の設置を中止する場合はどうすればよいか？

[回答] 交付決定日の翌日から起算して30日以内に変更等承認申請書を提出してください。

1-16 市内事業者と工事請負契約を締結した場合の上乗せ補助は、どのような例があるのか？

[回答] 例えば、対象システム又は対象蓄電池の設置に関して、市内事業者と工事請負契約を締結された場合は、定額2万円の上乗せ補助になります。ただし、対象システム及び対象蓄電池を同時に設置される場合は次のとおりの上乗せ補助になります。なお、「同時に設置する場合」とは、一つの工事請負契約においてそれぞれの対象設備を設置する場合のほか、工事請負契約が別であっても同一年度内にそれぞれの対象設備を設置する場合も含まれます。

- ①太陽光、蓄電池の工事請負契約をそれぞれ別の市内事業者と締結：各2万円
- ②太陽光、蓄電池の工事請負契約を同一の市内事業者と締結：2万円
- ③太陽光、蓄電池の工事請負契約をいずれかのみを市内事業者と締結：2万円

1-18 申請書に添付が必要な書類として「工事請負契約書の写し」があるが、国の「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」を申請している場合、国の交付決定までは本契約締結ができない。その場合、市への申請は、本契約の締結まで待たなければならないのか？

[回答] 国の「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」を申請されている場合は、国への申請が分かる書面と、仮契約書等の写しをもって、申請をすることができます。なお、工事請負契約締結後は速やかに契約書の写しを提出していただきます。

【2. 工事着手】

2-1 対象設備の設置工事に着手することとは、具体的にどのような行為を指すのか？

[回答] 原則として、交付決定日（申請書の受理日）の翌日から起算して30日以内に工事に着手することが必要です。この場合の“工事着手”とは、対象システムについては、モジュールや架台、パワコンの設置、対象蓄電池については、本体の工事着手とし、新築の場合は基礎工事の着手を指します。ただし、資材の納入遅れ等に伴い、30日以内に着工が困難となった場合には、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、着工が遅れる事実を証明する書面を添えて、事前に変更等承認申請書を提出してください。

2-2 パワコンの設置や基礎工事をもって工事着手とした場合、工事着手届に添付する書類とは具体的にどのようなものか？



[回答] パソコンを設置された場合はパソコンの設置場所がわかる書面（図面）、蓄電池を設置された場合はその状況が分かる写真、基礎工事に着手された場合は基礎工事（配筋や型枠設置工事等）の着工が分かる写真を添付し、工事着手日の翌日から起算して7日以内に提出してください。

【3. 実績報告】

3-1 実績報告書に添付する保証書とは、具体的にどのようなものか？

[回答] 性能保証を含む保証書のコピーを添付してください。

3-2 設置工事完了の日とはいつのことか？

[回答] 設置工事完了の日は、対象システムについては、「再生可能エネルギー発電からの電力受給契約のご案内」に記載された受給開始日とし、対象蓄電池については、「自家発電設備等の系統連系に関する契約のご案内」に記載された「連系開始日」を設置工事完了の日として取り扱います。

3-3 対象システムを設置した場合の電力会社との余剰電力需給契約に関する書面の写しとは何か？

[回答] 「再生可能エネルギー発電からの電力受給契約のご案内」の写しです。
なお、対象システムの最大出力量が10kWを超える場合において、申請時に「太陽光発電からの電力販売に関する申込書」の写しを提出されていない場合は当該書面も併せて添付してください（1-17 関係）。

3-4 対象蓄電池を設置した場合の電力会社との自家発電設備等の系統連系契約に関する書面の写しとは何か？

[回答] 「自家発電設備等の系統連系に関する契約のご案内」の写しです。

3-5 工事完了の日から30日以内に実績報告書を提出することになっているが、保証書が届いていないため提出することができない。どうすればよいか？

[回答] 設置工事完了の日の翌日から起算して30日以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要がありますが、その期限までに保証書が届かない場合については、特例として、保証書の申込書の写しで代用していただいて構いません。ただし、保証書が届いたら速やかに市へ提出してください。

3-6 実績報告書に添付する写真は、どのような写真が必要なのか？

[回答] 対象システムにあっては、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ、対象蓄電池においては、蓄電池本体の設置状況が分かる写真を添付してください。



3-7 新築等により、申請時と住所が変更になる場合、実績報告書を提出する際に必要な書類等はあるのか？

[回答] 市外から市内への転入の場合のみ、転入後の新たな住所が記載されている住民票謄本を添付してください。

なお、転入・転居が確認されない場合は補助金を交付することができません（交付決定を取り消すこととなります）。

3-8 新築時（またはオール電化等）に合わせて対象設備を設置したため、対象設備の設置費だけではなく総額の領収書となっている。実績報告には添付書類として「対象設備の設置費に係る領収書の写し」が必要であるが、この総額の領収書でも構わないか？

[回答] 総額の領収書でも構いませんが、その領収書のなかに、手書きで結構ですので、対象設備の設置に要した費用を書き添えてください。

3-9 市職員による現地調査があるのか？その場合、用意しておく書類等はあるのか？

[回答] 実績報告書の提出時のほか、必要に応じて、対象設備の設置状況を確認しますが、その際に用意していただく書類等は特にはありません（申請者や施工業者等が立ち会う必要もありません）。

【4. 支払い】

4-1 請求書の振込口座の名義人は誰でもよいのか？

[回答] 申請者本人の振込口座でお願いします。申請者以外の振込口座とする場合は、請求書（様式第10号）と別に委任状が必要になります。

4-2 請求書を出してから何日位で補助金は振り込まれるのか？

[回答] 全ての書類が提出されており、不備等がなければ、請求書を受理してから10日程度で振込手続きは完了し、毎月10日、20日、末日（土日祝祭日の場合はその前日）のいずれかの日に補助金が振り込まれます。



(修正等の記録)

平成29年3月24日 初版作成
平成30年3月23日 (3-2及び3-3の修正、3-4の追加)
令和2年3月31日 (3-7の修正)
令和2年4月24日 (1-18の追加)
令和3年3月24日 (1-9の修正)
令和4年3月22日 (1-16の修正)
令和6年4月1日 (1-8、1-10及び4-10の修正、1-17の削除)

問い合わせ先：八代市役所 環境課 電話：0965-33-4114 (直通)